

生活道路拡幅整備の整備率向上に向けた取り組みについて

1. 生活道路拡幅整備事業概要

中野区では、昭和59年に「中野区狭あい道路の拡幅整備に関する規則」を制定し、生活道路の拡幅整備事業を行っているが、未だ幅員4m未満の整備を必要とする道路が約21.1kmあり、中野区内の道路の約43%を占めている。

現在は、「中野区生活道路の拡幅整備に関する条例」により生活道路に接した敷地で建築が行われる際に、建築基準法に定められた4mの道路幅員を確保するため、道路中心線から2m後退した土地部分の拡幅整備を行っている。

2. 現状の課題と対策について

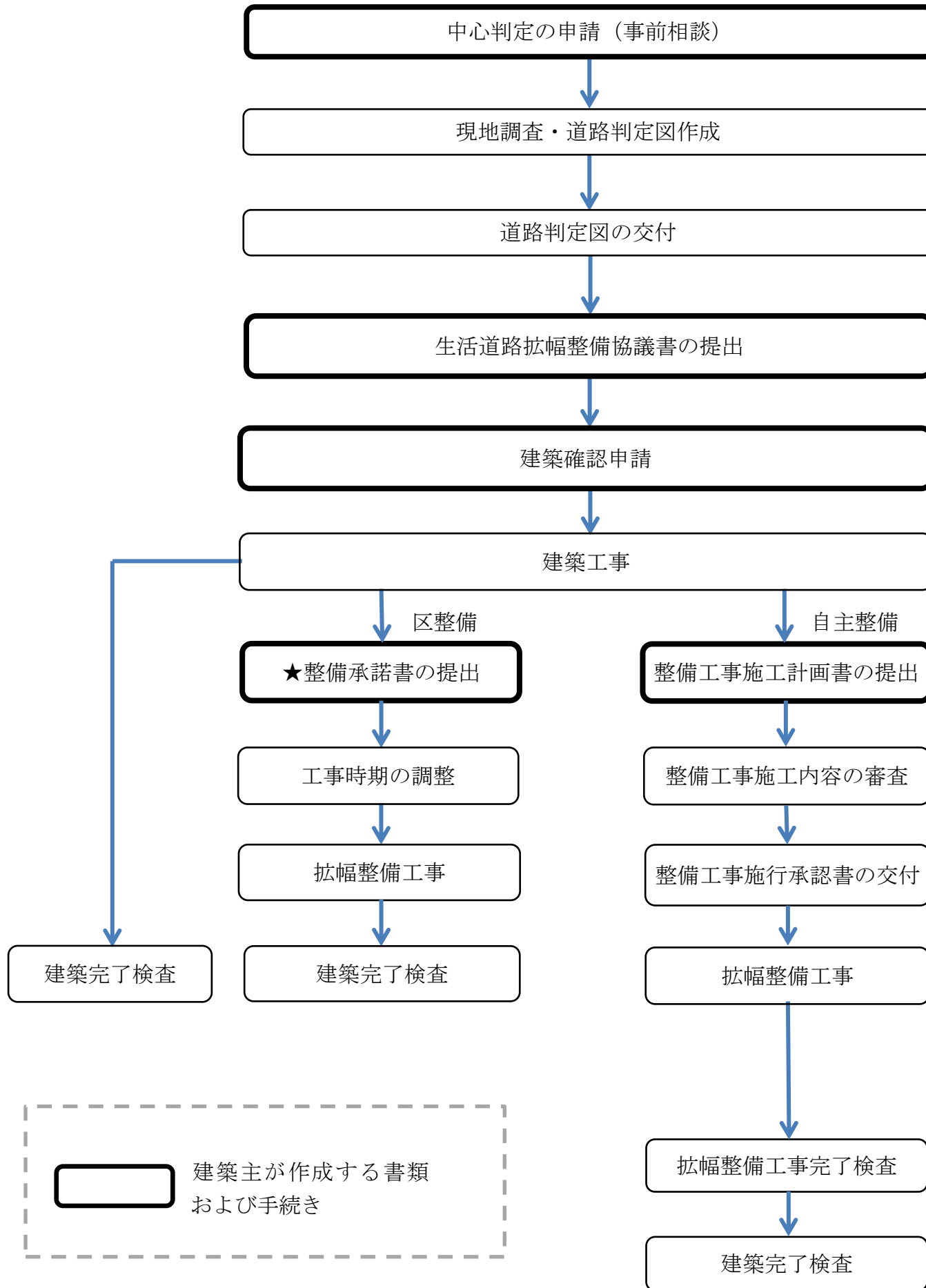
生活道路拡幅整備事業の開始から30年以上経過し、制度が浸透していることから、拡幅整備についての理解・協力が得やすくなっており、拡幅整備の整備延長についても順調に増加している。

しかし、現行の拡幅整備工事に至るまでの手続き方法においては、建築確認申請の際に必要な協議申請と、整備工事に関する承諾書の提出時期が異なるため、整備承諾書の未提出が発生している。そこで、未提出分の整備工事を確実にを行うため、拡幅整備協議の際に工事の整備承諾書を提出するよう手続きの変更を行う（別紙）とともに、整備工事の承諾に関連する様式を変更する。

3. 今後のスケジュール

平成31年1月上旬	生活道路の拡幅整備に関する条例施行規則および運用細目の改正 中野区ホームページおよび窓口での周知
平成31年4月1日	改正規則および運用細目の施行

手続きの流れ（現状）



手続きの流れ（変更後）

